

村山市農業委員会総会会議録（第9回）

1. 期日 令和5年9月13日（水）午後6時00分～

2. 場所 第1会議室（市役所2階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1）農業委員の出席者名簿（18名）

1番	石川 賢也	10番	板垣 厚志
2番	結城 正志	11番	海老名正度
3番	阿部 憲一	12番	奥山 金弥
4番	佐藤 善洋	13番	高谷 太
5番	門脇 忠教	14番	高橋 昭
6番	下山 勝宏	15番	齋藤 伊美子
7番	川田 雅紀	16番	石山 公己
8番	原田 浩明	17番	笹原 泉
9番	太田 一男	18番	青柳 篤

（2）農業委員の欠席者名簿（0名）

— — — —

（3）農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第42号 村山市農用地利用集積計画について

5. 報 告

報第26号 農地法第5条の許可の取り消しについて

報第27号 農地法第18条第6項の規程による通知について

報第28号 非農地証明願について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之

局長補佐兼事業推進係長 鈴木 耕哉

農地農政係長

猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長

猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午後6時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

まだまだ暑い日が続いておりますが、稲刈りも大分、始まってきている状況のようです。

気象庁の124年の歴史の中で最も暑い秋だったとのことで、暑い中での大変な稲刈り作業になると思います。また、今後、農作物について高温障害などの影響を心配しているところです。

8日に全農概算金額が発表され、山形県でははえぬきで1,200円高くなっている。これを受けて、総会の前に中間管理事業運営協議会を開き、市の中間管理事業における標準賃借料を協議しました。後で事務局から説明があると思うが、昨今の資材高騰や燃油高騰などいろいろ協議して前年同額と決定したところです。よろしくご理解をお願いしたいと思います。

それでは、第9回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

3番 阿部 憲一 委員、4番 佐藤 善洋 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第37号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第3条の許可申請は58番から62番までの5件で、賃貸借権の設定が4件、使用貸借権の設定が1件であります。地目、面積は田が1,935㎡、畑で6,111㎡、合計8,046㎡になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号58番から62番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転、賃貸借権の設定を詳細に説明した。なお、現地調査(9月4日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第37号は、原案のとおりすべて可決決定されました。

続きまして、議第38号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第4条の許可申請は、1、2番の2件で、地目、面積は、畑 354㎡になります。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号1番は、申請者の農作業効率を良くするため、農地の一部を「農作業通路」として許可申請するものです。農地の中央部、外周部などにコンクリート舗装を施すものです。

現地の状況は、令和3年9月17日付け指令第55号の許可での「農器具小屋、散水池、山羊小屋等」整備にくわえて、このたび新たにコンクリート通路を整備するものとなります。

農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから「第1種農地」に該当しますが、申請農地を農業用施設に供する場合にあたり、例外的に許可ができる案件として、立地基準を満たしております。

一般基準の資力は、金融機関の通帳の写しで確認しております。

申請番号 2 番は、申請者の宅地に隣接する農地を「作業小屋、駐車場」として整備するため、許可申請するもので、事業面積は宅地と合わせ 235.47 m²となります。その他、冬場の除雪スペースも確保したいとのことです。

農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから「第 1 種農地」に該当しますが、住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置する場合にあたり、例外的に許可ができる案件として、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の通帳の写しで確認しております。

いずれの案件についても、現地調査(9月4日)を行った結果、周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから、許可相当であることを報告します。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

14 番委員(高橋 昭)

1 番について、台帳地目は田だと思ったが、畑となっている。現況地目か？地目変更したのか？

事務局(猪藤係長)

現況地目です。

14 番委員(高橋 昭)

この案件については、前からいろいろあったので何も言うつもりはないが、工事の施工業者には、事務局から工事前に許可申請が必要な案件かなど、しっかり確認をお願いしたい。

事務局(三澤事務局長)

事務局では、農地法第 4 条や 5 条、転用例外などの申請が来ないと確認ができません。

施工業者の方々は、そもそも普段から法令順守の観点から気をつけていなければならない。それがコンプライアンスからすれば当たり前のことと考えます。

ただし、こう言った事例が多くなってきておりますので、市内の施工業者には注意喚起の文書を通知したいと思います。

議長(青柳 篤)

そのほか、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 38 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 39 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について（許可処分）」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、説明した。

この案件は、9 月 4 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 39 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 40 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 5 条の許可申請は、10 番から 14 番の 5 件で、地目、面積は、田 3,112 m²、畑 2,727.04 m²になります。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 10 番から 12 番については同一事業ですので、まとめて説明いたします。

この事業については、申請者の会社敷地に隣接する農地を、不足している「資材置場、雪捨て場、通路」として整備するため、所有権の移転をするものです。

農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから「第 1 種農地」に該当しますが、住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置する場合にあたり、例外的に許可ができる案件として、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の通帳の写しで確認しております。

申請番号 13 番は、譲受人の自宅に隣接している農地を「駐車場、薪置場、排雪地」として整備するため所有権を移転し、不足している駐車場や排雪場等で利用します。

農地区分は、住宅、工場、店舗等が連続又は密集した状態で存在し、その中に公共・公益的施設がある区域であることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の通帳の写しで確認しております。

申請番号 14 番については、7 月総会において「農家住宅」として許可処分したところですが、譲受人の都合により「一般住宅」での許可にやり直すものです。

金融機関である「労働金庫」が、融資対象とするのは会社などの勤め人、労働者とのことで、「農家住宅」として許可されていることは農家とみなし融資できないと言われたとのことです。

当農業委員会としては、転用者からの申請のとおり許可したものであり、また、通常、転用事業者が農業に従事しているのであれば、用途を「農家住宅」として取扱いをしておりましたが、金融機関の解釈により用途を変更することになります。転用内容等は変わりませんので事務的な変更となります。

内容は、前回説明のとおり、農地を「住宅」として整備するため、使用貸借権の設定を行い、親が住まいする住宅に隣接して、子（夫婦）の住宅を建築するもの。

農地区分は、「第 1 種農地」に該当しますが、住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置する場合にあたり、例外的に許可ができる案件として、立地基準を満たしております。

一般基準の資力は、金融機関の仮審査終了通知の写しで確認しております。

いずれの案件についても、現地調査(9 月 4 日)を行った結果、周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから、許可相当であることを報告します。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございませぬので、原案のとおり可決決定したいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 40 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 41 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明した。

この案件は、9 月 4 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 41 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 42 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 311 番から 314 番の 4 件で、申請内容は、所有権移転が 4 件で、地目、面積は、畑で合計 2,216 m²になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、申請番号 311 番から 314 番までの所有権移転について、農用地利用集積計画

総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

7 番委員(川田雅紀)

集積計画の案件、すべて後久保で地番も面積も同じくらい。何か畑寄せした場所なのか？

事務局(鈴木補佐)

伝承館の北側で最上川沿いに区画分けされた場所になります。

14 番委員(高橋 昭)

補足します。この案件は、もともと譲受人が伝承館北側でまとめて借りて西瓜を作付けしていたものをきちんと整理、手続きを行ったものです。

議長(青柳 篤)

そのほか、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 42 号は、原案のとおり可決決定されました。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 26 号から第 28 号について、事務局の説明を求めた。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 26 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取り消しについて」、報第 27 号「農地法第 18 条第 6 項の規程による通知について」、報第 28 号「非農地証明願について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第5条第1項による許可の取り消しは、先ほどの議第41号「農地法第5条許可」の中で説明したとおり、7月総会での「農家住宅」としての許可を譲受人の都合により「一般住宅」での許可にやり直すため、許可処分の取り消しを行うものです。

農地法第18条第6項の合意解約は、申請番号68番、69番の2件です。田が3,817㎡となります。解約理由は貸し人の都合によるもの1件、借り人の都合によるもの1件であります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

非農地証明願については、23番から25番の3件で、台帳地目で田326㎡、畑10,525㎡です。申請内容は、いずれも耕作不便や労力不足により原野化して農地性を失っているものです。9月4日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

以上、報第26号から第28号について報告した。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第37号から第42号までの6件、報告の報第26号から第28号の3件について、終了します。

終了 午後6時45分